

えびの市民図書館 移動図書館車両購入 契約書(案)

えびの市(以下「発注者」という。)と **株式会社〇〇〇〇** (以下「受注者」という。)とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。発注者及び受注者は、えびの市財務規則(昭和47年えびの市規則第2号)及び法令を遵守しこの契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第1条 発注者が受注者から購入する物品(以下「物品」という。)の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 件名 えびの市民図書館 移動図書館車両(軽トラック改装車)購入
- (2) 品名 移動図書館車両
- (3) 規格 別紙仕様書のとおり
- (4) 数量 1台

(契約金額)

第2条 契約金額は、金**〇,〇〇〇,〇〇〇**とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**〇〇〇, 〇〇〇**円)

(契約保証金) **第2項による免除でない場合は、第2項及び第3項は削除します。**

第3条 契約保証金額は、金**〇〇〇,〇〇〇**円とする。**※免除の場合「契約保証金は免除とする。」**

2 受注者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額又はそれに代わる担保を発注者へ納付するものとする。ただし、受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金を免除する。

3 契約保証金は、第10条に規定する検査に合格した後速やかに受注者へ返還するものとする。

(納入場所及び納入期限)

第4条 物品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 納入場所 えびの市民図書館(えびの市大字大明司2146番地2)
- (2) 納入期限 令和8年2月27日

(催告等及び協議の書面主義)

第5条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「催告等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する催告等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った催告等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(物品の納入)

第6条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知し、物品の納入と同時に納品書を提出しなければならない。

(一般的損害)

第7条 物品の引渡し前に生じた損害(次条及び第9条に規定する損害を除く。)については、受

注者がその費用を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 受注者が、物品の引渡し前にこの契約に関わる事由により、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

- 3 前2項の場合その他この契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第9条 物品の引き渡し前に、天災等の発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができない損害が生じた場合は、受注者はその損害を負担するものとする。

（検査及び引渡し）

第10条 発注者は、受注者が物品を納入した日から起算して10日以内に当該物品を検査するものとする。

- 2 前項の検査の際、発注者は、必要に応じて受注者に立会いを求めることができ、受注者はこれに応じなければならない。
- 3 前項の立会いに受注者が応じない場合において、受注者は発注者の検査結果に関して、異議申立てはできないものとする。
- 4 物品の所有権は、検査に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、受注者は直ちに物品を発注者に引渡すものとする。
- 5 物品の検査のために必要な費用は、受注者の負担とする。

（引換え等）

第11条 受注者は、検査の結果不合格となった物品は、遅滞なく引き取り、発注者が定める期限までにこれに代わる物品を納入するものとする。この場合における検査は、前条の定めるところによる。

- 2 発注者は、不合格となった物品の不備が僅少で物品の使用に支障がないと認めるときは、相当額を減額した上で当該物品の引渡しを受けることができる。

（契約金額の支払）

第12条 発注者は、物品の引渡しが完了した後、受注者から請求書により契約金額の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、受注者に対して契約金額を支払うものとする。

（支払遅延損害金）

第13条 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により代金の支払を遅延したときには、受注

者に対して、支払の日までの日数に応じ未払額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を支払う。

（履行遅延違約金）

第14条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しない場合において、納入期限後に納入する見込みがあるときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ契約金額（物品の一部が納入された場合は、発注者が当該物品について検査を行い、検査に合格した部分に相当する額を契約金額から控除した額）につき財務大臣決定割合を乗じて計算した違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

（納入期限の延長）

第15条 受注者は、天災地変その他受注者の責に帰することができない事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、書面により納入期限の延長を申し出ることができる。

2 発注者は、前項の申出が正当と認めたときはこれを承諾し、前条の違約金を免除するものとする。

（契約不適合責任）

第16条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。ただし、受注者が、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りではない。

3 契約不適合のある場合において、発注者は相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（1） 履行の追完が不能であるとき。

（2） 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 物品の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第17条 受注者が契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が物品の引渡しから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として履行の追完の請求、契約金額減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただ

し、受注者が納入のときにその契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(発注者の催告による契約解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、この契約に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 納入期限までに物品の納入ができないとき、又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第16条第1項に規定する履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この契約又はえびの市財務規則に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が、発注者の監督又は検査を妨げたとき。
- (7) 受注者が契約の履行について不正の行為をしたとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(えびの市暴力団排除条例(平成23年えびの市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の解除及び受注者の損害賠償請求の制限）

第20条 受注者が発注者の責に帰すべき事由により前2条のいずれかに該当することとなったときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 受注者は前2条の規定による契約の解除により損害を受けた場合においては、発注者に対してその賠償の請求をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（解除に伴う措置）

第22条 この契約が物品の納入の完了前に解除された場合において、既に物品の一部が納入されていたときは、発注者は当該物品について第10条に規定する検査を行い、検査に合格したものの引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた物品に相応する額の代金を受注者に支払うものとする。

（発注者の損害賠償請求権等）

第23条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 納入期限までに物品を納入できないとき。

（2） 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（3） 前2号のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、受注者の納付した契約保証金、契約保証金に代わる担保又は履行保証保険の保険金は発注者に帰属する。

3 前項の場合において、履行保証保険契約を締結した場合を除き契約保証金を免除されているときは、受注者は損害賠償として契約金額の100分の10に相当する額を発注者に支払わなければならない。

4 発注者が受けた損害が前2項に定める額を超える場合において、前2項の規定は、発注者の損害賠償の請求を妨げるものではない。

（不当介入に関する通報・報告）

第24条 受注者は、不当介入（暴力団又は暴力団関係者からの不当な要求又は業務妨害等の不当介入をいう。）を受けた場合は、当該不当介入を拒否するとともに、速やかに発注者へ報告し、及び警察へ通報するものとする。この場合において、受注者は、警察の捜査に必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、前項の規定に反して報告及び通報を怠った場合は、情状により、えびの市物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札の参加資格、指名及び指名停止に関する要綱（平成20年えびの市告示第29号）の規定を適用し、入札参加資格が停止される場合がある。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第25条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、発注者が承認したときは、この限りではない。

（契約外の事項）

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（合意管轄裁判所）

第27条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、宮崎簡易裁判所又は宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年8月7日

発注者 えびの市大字栗下1292番地

えびの市長 村岡隆明 印

受注者 えびの市大字原田●●●●番地
株式会社 ●●●●
代表取締役 ●● ●● 印